

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」発出……………1
- ・「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集期間延長のご案内……………2

通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」発出

平成28年8月8日、内閣府、厚生労働省、文部科学省は、通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（以下、改正留意事項）を都道府県宛に発出しました。

本通知は、平成28年4月1日より適用することとされ、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の**制定**に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日）（以下、留意事項）は廃止されます。

改正留意事項では、平成28年度公定価格で新たに加わった各種加算（チーム保育推進加算等）に係る取扱いが記載されています。

また、加減調整部分の「常態的に土曜日に閉所する場合」の要件について、以下の一文が追記されました。（下線部が追記部分）

(1) 調整の適用を受ける施設の認定 ※保育所（保育認定2・3号）

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。

なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

本取扱いは、「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策についての」対応方針について」（平成28年4月7日）の中で示された、「土曜日共同保育の実施可能であることの明確化」を受けて、公定価格の減額の必要がないことの明確化が図られたものです。

なお、基本分単価に含まれる職員構成について、本年2月18日に公布された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正」（①朝夕の児童が少ない時間帯の必要な保育士数を1名で可とする取扱い、②児童の年齢に応じた必要保育士数のうち幼稚園教諭等を保育士とみなす取扱い、③一定の要件を満たした場合に、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなす取扱い、④従来からあるみなし規定（乳児4人以上

を保育する場合の保健師・看護師・准看護師のうち1名を保育士とみなすことができる規定)と、②及び③を合計して基準職員の1/3の範囲内で配置が可能とする取扱い)を踏まえ、以下の注釈として記載されています。

(※) 保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2条に基づいて都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

改正留意事項の内容は、別添のとおりです。なお、事業類型ごとに別紙1～10までありますので、それぞれご参照ください。

- 別紙1 幼稚園(教育標準時間認定1号)
- 別紙2 保育所(保育認定2・3号)
- 別紙3 認定こども園(教育標準時間認定1号)
- 別紙4 認定こども園(保育認定2・3号)
- 別紙5 家庭的保育事業(保育認定3号)
- 別紙6 小規模保育事業A型・B型(保育認定3号)
- 別紙7 小規模保育事業C型(保育認定3号)
- 別紙8 事業所内保育事業(保育認定3号)
- 別紙9 居宅訪問型保育事業(保育認定3号)
- 別紙10 特例施設型給付費・特例地域型保育給付費

「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集期間延長のご案内

全国社会福祉協議会では、平成28年度の「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集しております。

この研究助成は、故植山つる氏(元淑徳大学名誉教授)からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、昭和53年度より「植山研究奨励基金」として発足したもので、平成元年度からは、児童福祉施設に働く保育士並びに指導員等職員を対象を拡大し、「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称も改め、広く研究活動の奨励が図られています。

本研究助成は、上記のように保育者の専門性を高めることを目的として発足され、平成25年度には「保育園の1歳児におけるかみつき行為の要因分析」、平成27年度には「保育所における自然体験を中心に据えた保育の実態と効果について」をテーマにした研究に助成されるなど、保育所が主体となった研究が助成対象となり、保育者の専門性の向上に大きな役割を果たしてきました。

本年度、9月2日(金)を締切として募集しているところ、8月25日現在、保育関係者からの応募はございません。

つきましては、9月9日(金)まで募集期間を延長いたしますので、ご応募についてご検討をお願い申し上げます。

本研究助成の募集要項は、全国社会福祉協議会ホームページからご覧いただけます。

【全国社会福祉協議会ホームページ】

http://www.shakyo.or.jp/sponsor/20160615_tsuru.html